

## 平成 22 年度第 1 回新宿区特別職報酬等審議会議事録要旨

【日時】 平成 22 年 7 月 13 日 (火) 午後 3 時 30 分から

【会場】 区役所本庁舎 6 階 第 2 委員会室

(出席委員) 大熊 勝 大室 新吉 小沢 弘太郎  
久保 謙維 高橋 正則 濱田 一成  
牧野 さつき 宮嶋 忍 山添 巖  
渡辺 芳子

(事務局) 総務部長 野口 則行 総務課長 木全 和人  
総務係長 小澤 龍男 総務係 佐藤 陽一

### 【会議概要】

#### 1 定足数確認 (総務課長)

「新宿区特別職報酬等審議会条例第 6 条」に定める定足数については、10 名の委員の出席により会議が成立する旨報告

#### 2 開会

#### 3 議事録署名委員の選出

小沢委員、久保委員の 2 名を選出

#### 4 事務局議事説明

資料について説明

・「特別職報酬等について」

#### 5 質疑応答

(山添委員) 前回お願いした地域手当についての説明資料は。

(総務課長) 地域手当は、勤務地による生計費の差を調整するために支給される手当で、公務員の給料等を国や自治体間において比較できるものとなっている。都心部は段階的に引上げられ一般職は現在 17% であるが、最終的には来年度に 18% として、本則に移行される予定である。このときに区の特別職において地域手当の本則化も含めどのように取り扱うか議論いただきたいと考えている。

(山添委員) 前回、問題提起させていただいたが、23 区の特別職の中でも地域手当がある区、ない区とがあり、意味合いが変わってきていると思う。あらためてこの議題になるかは別として、区の特別職における地域手当のあり方を精査する検討の前提

として勉強資料をいただきたい。

(総務課長) 今年度の人事委員会からの勧告がこれからあると思うが、勧告が出されるなど審議会で議論いただける機会に合わせて地域手当の資料をお出しする。

## 6 その他

事務局追加資料配布、追加資料について説明

### ・「選挙管理委員の報酬の見直しについて」

本来は本審議会での審議事項ではないが、これまでの区、区議会の流れや他の自治体の見直し等の動きから、本審議会にも意見を聞くことになったもの。

(濱田会長) いわゆる選挙管理委員会や監査委員といった行政委員会とこの審議会も含めた区にたくさんある審議会とは、仕組みが基本的に異なる。審議会は区長からの諮問に応じて答申するもので、その政策等の最終判断は区長だが、選挙管理委員会は資料のとおり区長から独立して自身で判断する、行政機関のひとつとしての責任があり、また、委員は議会が選挙するという重い仕組みになっていることを踏まえていただきたい。

(大熊委員) 今回、町会連合会から陳情されたが、今回のような詳しい資料があると大変勉強になる。

(大室委員) 陳情ではどのような理由で報酬が高いとなっているのか。

(大熊委員) 特に何かと比べてということではなく一般的な意見として出されたもので、その中で報酬について検討してもらうきっかけとして陳情されたものである。

(山添委員) 資料の町会連合会アンケートにあるが、選挙管理委員を知らない方が多いことが分かる。職務を知らないで報酬が高いというのはどうか。また、陳情には実態に応じて報酬を支払うべきとあるが、職務のあり方が今のままでいいのかという問題があるのではないか。職務が改善され、その職務に合った報酬とするべき。事務局に聞くが、この陳情が出され選挙管理委員会がどう事務改善に向けて動いているか、また、この見直しにあたって選挙管理委員に意見を聴取するのか聞きたい。

(総務課長) 選挙管理委員会の活性化は議会でも指摘され宿題になっているところだが、具体的な対応は聞いていない。

(山添委員) 選挙管理委員の意見を聞くべき。この審議会に選挙管理委員に参考人にきてもらう方法もある。区は見直す前に選挙管理委員にも意見を聞き、併せて、選挙管理委員会の事務の改善についても意見できるのではないか。

(渡辺委員) ボランティアである明るい選挙推進員を務めたことがあるが、選挙管理委員に報酬があるとは知らなかった。推進員を務めていても選挙管理委員からの指導な

ど直接接する機会がなく仕事がよく見えない。まずは活動内容を知らないと言えない。

(高橋委員) 資料に選挙管理委員の職務があるが、実際の事務の多くは事務局が処理すると聞く。定例会が毎月あるとのことだが、その他にどのような会議、活動があるのか知りたい。また、資料を見ると月額9万円の自治体もあれば30万円の自治体もあるが、仕事の違いはないのではないかと思う。この差は根拠が明らかではなく、住民から問題があるように思われても仕方がない。議員報酬を半分にする自治体もあると聞いている、この時世に合った報酬を考えたい。

(牧野委員) アンケートの自由意見のひとつに、会議1回分で10万円支払われているととらえられている。だが、会議以外の活動が見え、その内容に見合った報酬であればいい。資料では見えない活動がどれだけあるのか、説明されていくことが望ましいと感じた。

(濱田会長) 報酬の問題を考える場合に、制度のあり方そのものがどうなっているかという面とその制度を動かしている運営の実態の面の観点がある。今は実態面では不十分ではないかという議論をいただいた。一方で、制度本来の役割を活性させるといふ山添委員の意見もある。制度面と運用面とを見ながら、どう考えるか議論を進めたい。

(総務課長) 今回のご議論の中でいただいている運用面の説明と資料の不足について、選挙管理委員に聴取した上であらためて提示する。

(小沢委員) 地方自治法の根拠は、報酬は日額か条例で特別の定めをするかとあるだけのもの。どのような報酬が正しく、どのようなときに月額で定められるのかを分けるのは難しい。報酬の具体的な根拠を、高いと言われる理由も含めて示されるべき。

(宮嶋委員) 資料の主な職務を見れば大変な仕事と言える。実際の事務は事務局であっても責任がある。他の委員会と比べても高い印象はない。低いということはないだろうが、大変な仕事、精神的負担に対しての報酬になるのでは。肉体労働的な仕事は実働の時間給で見ることが多いが、学識的、精神的負担がある仕事に対しては時間給は合わない、選挙管理委員はそのひとつなのではと感じた。

(久保委員) 今回の資料だけを見ると世間一般的や他の自治体の状況から一見高いという印象はあり、見直すタイミングにあるかとは思いますが、実際の仕事の内容等を見ないと判断できない。また、選挙管理委員が選ばれる過程が見えない。さらに踏み込んだ資料がほしい。

(総務課長) 議論いただいているとおり、選挙管理委員は区長から独立した職責の重要さや公平中立に選挙を執行するという制度面と実働面がある。今回、実際の実働内容

の説明はやや不足しているので次回に資料を用意したい。

(大室委員) 選挙管理委員は議員が多いと聞くが、全員なのか。

(総務課長) 新宿区では4名のうち2名が元区議であり、あと2名は別である。任命は、教育委員は議会の同意を経て区長が任命するが、選挙管理委員は議会が選挙する。分かりやすく言えば、立候補者のいない選挙である。

(濱田会長) 議会の議員1名1票の選挙で決める。私が経験した中に弁護士が委員長を長く務めた自治体もあり、必ずしも議員経験者ではない。議員でない方でも多く投票を得れば委員になる、いろいろな分野から出やすい制度になっている。

(大室委員) 報酬についていろいろと言われているときである。先の意見にあったが事務の実際は事務局が行っていると聞くと、改革した方がいいと思う。区民の声が出て、このような見直しの検討になることはいいことである。

(山添委員) 反論ではないが、選挙管理委員には区民との信頼関係、責任もある。例えば区長の給料と同じで、単に仕事量ではなく責任に対して付加されていると思う。会議の時間だけでは計れないのでは。大きな責任に見合った報酬とし、それに実態を合わせてどういう報酬が適当か考えたい。

(高橋委員) 選挙管理委員を選ぶのに、中立公平にできる委員になっているかという疑問もあると聞く。

(久保委員) 報酬を見直すことになると、今後どのような流れになるか。

(総務課長) 最終的には、区長から議会に提案することになるかと思う。本件は議会で陳情を採択されたということを受け、様々な意見を聞かなくてはいけないという考えから、議会の議論を踏まえ、特別職報酬等審議会の意見も参考に聞きながら検討するとしており、その中から区長が提案することになるであろう。

(濱田会長) 新宿区選挙管理委員会では幸いにして問題が起きていないという実態もある。例えば、選挙の無効や取り消しといった訴訟事件、その前の不服申立てが起こる。また、直接請求があれば選挙人数を公表するなど、いざとなるとそういうことも起こる性質の仕事である。いつでもどの自治体でもあるものではないが中には負担になっている自治体もあると聞く。区では過去に選挙に係る裁判があったか。

(総務課長) 現時点では把握していない。次回、このことも含めた資料を揃える。

## 7 閉会